

令和5年6月16日 定例教育委員会 会議録	
1 開催日時及び場所	
	・令和5年6月16日(金) 15時00分 ～ 15時50分
	・1703会議室
2 出席者	
教育長	堀 貴 雄
	事務局職員
委員	村 上 啓 雄
	副教育長 富 田 剛
委員	市 川 祥 子
	参与兼義務教育総括監 香 田 静 夫
委員	打 江 記 代
	教育次長 中 川 敬 三
	教育総務課長 関 谷 英 治
	教育総務課教育主管 秋 場 毅
	教育総務課教育主管 星 野 健
	義務教育課長 青 木 孝 憲
	義務教育課教育主管 浅 井 孝 彦
	高校教育課長 中 村 有 希
	特別支援教育課長 高 井 深 雪
	教育研修課研修企画監 中 西 史 子
	体育健康課長 浦 野 善 裕
	学校安全課長 酒 井 猛
	学校安全課生徒指導企画監 大和谷 淳
	教育管理課長 嶋 崎 敏 幸
	教育財務課長 清 水 浩 二
3 議事日程等	
	報第1号、議第1、2、3、4号について、非公開とすることを決定
4 会議録	
	令和5年5月22日開催の定例臨時教育委員会の会議録を承認
5 審議の概要	
	別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
報第 1 号 職員の表彰について	
<p>職員の表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第 1 号 岐阜県教育功労者表彰について	
<p>岐阜県教育功労者表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第 2 号 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について	
<p>岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
議第 3 号 教育委員会の点検評価について	
<p>教育委員会の点検評価について諮り、承認された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
事務局報告（政策）（1）「働きやすい職場づくり」に向けた取り組みの実施結果について	
教 育 管 理 課 長	<p>この取り組みは、郡上特別支援学校の講師自死事案の和解において、ご遺族とお約束した取り組みの一つとして、すべての県立学校で令和元年度から毎年 5 月に実施している。</p> <p>職場研修の実施では、校長などが講師となって、コンプライアンス意識の向上や、働き方改革プランの確実な実行など、各職員が心がける点を確認するとともに、新たに各教職員のセルフケアと管理職によるラインケアに関する基礎知識向上のための研修を実施した。</p> <p>また、ハラスメント等の防止のため、怒りの感情をマネジメント、コントロールする心理トレーニングであるアンガー・マネジメントの研修を昨年度に引き続き実施した。</p> <p>さらには (2) の意見交換は、(1) の職場研修を踏まえつつ、年代や教科教員、事務等の枠を超えて実施した。</p> <p>次に 2 の県教育委員会における啓発等について、(1) では、職場の悩みを相談する先がいくつもあるということが、見た目で見えるようなチラシを配布して周知した。</p> <p>(2) ではハラスメント等を受けた際の県教育委員会内の相談に、相談や相談窓口や弁護士による外部の相談窓口について改めて周知を図った。</p> <p>(3) のストレス、測定機器の活用、(4) の疲労蓄積度のセルフチェックの実施によって、疲労やストレスの状況を把握する取り組みを実施している。次の (5)、(6) 番は、メルマガの配信などを通じて啓発や P R を行ったというものである。</p> <p>次に 3 の職場訪問では、(1) の学校訪問では、事務局職員が働き方改革プランの効果等について、学校の教職員等から聞き取りを行った。また (2) は職場巡回健康相談であるが、事務局の保健師が健康相談などを行った。</p>

	最後に 4、市町村教育委員会の働きかけについては、この県教育委員会の取組みを市町村教育委員会へも紹介し、働きかけを実施した。
村上委員	「疲労蓄積の自己診断チェック」は、いわゆるストレスチェックとは異なるものか。
教育管理課長	この内容についてはストレスチェックとは異なるものであり、厚労省から示されたものである。項目が 10 数項目の内容をチェックするというものである。
村上委員	管理職がすべてのデータを閲覧できるのか。
教育管理課長	管理職と職員の間で、年 3 回ほど面談等を実施しており、その際に職員が管理職に提出しているため、管理職が把握できるようなものになっている。
村上委員	いわゆるストレスチェックの場合は、管理職であろうとも、個々のデータを見ることはできないことになっている。管理職が把握できるようなシステムにすると、一般企業では本当のことを言わなかったり、気を遣ったりしてしまうこともある。 ストレスチェック自体のあり方も議論の余地があるが、自己診断をした上で管理職に提出したり、あるいは、学校医なり産業医なりに相談したりすることが大切である。最良な方法をご検討いただきたい。
教育管理課長	「疲労蓄積の自己診断チェック」を行う目的は、管理職に気づきの機会を与えることであるため、面談等を実施していく中で、日頃の状況も確認しながら、健康管理に努めていきたいと考えている。
村上委員	「ストレスチェック」の場合は、集団としての評価を管理職が把握し、改善の余地があれば、個々の面談を行い、問題点を明らかにしていく。そうしたチェックの仕方の方がよいのではないだろうか。検討いただきたい。
議第 4 号 教職員の懲戒処分について	
教職員の懲戒処分について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
15 時 50 分、閉会を宣言する。	